

## 会議次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 出席委員数の報告

○事務 局：ありがとうございました。続きまして、出席委員数の報告でございますが、あらかじめ欠席の連絡を受けておりました委員は、百瀬学委員、青山育美委員の2名でございます。また、まだ八藤後委員がお見えになっておりませんが、委員総数12名に対しまして、出席人数は現在のところ9名でございます。定足数である半数以上の出席をいただきましたので、本会は成立いたしましたことを併せてご報告申し上げます。ここで大変申し訳ございませんが、協議会名簿の訂正を3か所ほどお願いしたいと思います。初めに、名簿の一番上になりますが、被保険者代表、佐藤和久様の現在の役職につきましては、村上地域区長会連絡協議会会長でございますので、副を削除していただきたいと思っております。続きまして、その1つ下の貝沼実委員でございますが、こちらは朝日地域区長会監事でございますので副会長を訂正して監事に直してください。あともう一点、公益代表の菅原実雄委員です。こちらも村上市民生委員児童委員協議会の連合会の会長でございますので、副を削除してくださいようよろしくお願いいたします。大変失礼をいたしました。よろしくどうぞお願いいたします。また、被用者保険を代表する委員として、新たに米澤知哉委員にご就任をいただいております。ご紹介いたしますので、米澤委員一言ご挨拶をよろしくお願いいたします。

○委員 員：国土交通省共済組合第九管区海上保安本部支部から参りました米澤と申します。今年1年目となりますが、よろしくお願いいたします。

○事務 局：ありがとうございました。なお、事務局ですが、名簿4番の志田健康支援室長は、本日出張のため東海林副参事が代理で出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

## 4. 会議録署名委員の指名

○事務 局：それでは続きまして、会議録署名委員の指名でございますが、今回は高橋一郎委員に指名させていただきますので、よろしくどうぞお願いいたします。

## 5. 報告

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策（国保関連）について

○事務 局：それでは、この後の進行につきましては、菅原会長に議長をお願いいたします。会長よろしくどうぞお願いいたします。

○会 長：ご苦労さまです。それでは早速ですが、5番の報告に入ります。（1）新型コロナウイルス感染症対策（国保関連）について、事務局の説明をお願いします。

○事務 局：――資料1に基づき詳細に説明――

○会 長：ありがとうございます。今の説明のとおりなのですが、皆様から質問を賜りたいと思っております。ございますか。よろしいですか。

（はいの声あり）

○会 長：それでは、次に移ります。

### (2) 令和元年度村上市国民健康保険特別会計決算状況について

○会 長：（2）の令和元年度村上市国民健康保険特別会計決算状況について、事務局

のご説明をお願いします。

- 事 務 局：――資料2に基づき詳細に説明――
- 会 長：ありがとうございます。では、皆様のご質問を賜りたいと思います。
- 委 員：資料4と連動するところもあるのですが、決算の概要で分かりにくい部分がありました。高齢化と被保険者の減少によって税収が落ちているという中で収納率が向上しているということは、非常に喜ばしい限りなのですが、ここに元年度における税の不納欠損した内容が資料に載っておりません。そのあたりを教えてくださいませんか。
- 会 長：事務局。
- 事 務 局：確かに資料に載っておりませんので、口頭でお伝えいたします。令和元年度の欠損額になりますが、国民健康保険税全体で2, 289万2, 782円となっております。
- 委 員：前年と比較するといかがですか。
- 事 務 局：前年と比較しますと、約157万9, 000円マイナスです。
- 委 員：いつもこの時点で質問するのですが、非常に税収が減っている中で、不納欠損する割合というのが大きい。市が、徴収について非常に努力しているのはわかるのですが、お金のあなしかかわらず、結局納めない人が得をしているという話もあります。そのあたりはいかがでしょう。
- 事 務 局：まず、市税全体について関心を持っていただいていることに感謝いたします。委員がおっしゃるとおり、税収自体100%収納できれば何の問題もないのですが、中にはやはり生活困窮や、納税意識の問題がある方もいらっしゃいます。そういう方でも、例えば滞納処分を執行することによって解消できる方については、もちろん解消させていただいているという状況です。しかしながら分納している中でも、最終的に時効の関係や、生活困窮の度合いなど、私どもの感触とするとやむなく欠損しているという合計がこの金額になっています。また、年度ごとで若干のばらつきがございますが、近年ですと、大体2, 000万円台ということで推移しておりますが、少しずつこの金額も減ってきております。これは、まだまだ向上する余地はございますが、収納率が向上している関係で、その年度の滞納繰越分というのは少しずつ減っております。結果としまして、最終的に欠損になるという金額も少しずつ減っておりますので、現在の徴収の方針で引き続き負担の公平を図っていきたいと考えております。
- 委 員：元年度で不納欠損する前に差押えなどを行った経過はありますか。
- 事 務 局：例えば滞納処分をして、それでも最終的に全額納付に至らなかったというようなケースもございます。そういったケースで、ご本人と納付折衝をする中で、これ以上の納付はできないという判断があるものについては、例えば執行停止という税の緩和措置も含めまして、執行した上で欠損というケースもございます。
- 委 員：分かりました。
- 会 長：ほかにございますか。よろしいですか。  
(はいの声あり)
- 会 長：それでは、次に移ります。

(3) 令和3年度国民健康保険事業費納付金の仮算定結果について

○会 長：（３）令和３年度国民健康保険事業費納付金の仮算定結果について、説明をお願いします。

○事 務 局：――資料３に基づき詳細に説明――

○会 長：ありがとうございました。（３）について皆さんから質問を賜りたいと思います。

（会長、補足をいいですかの声あり）

○事 務 局：補足をさせていただきます。来年度の納付金について、現在、県から仮算定結果としてこのような形で来ておりますが、本算定が今後あります。12月末に国が示すべき計数を都道府県に示し、それを受けて都道府県、私どもでいえば新潟県がそれを受けて再度算定をするという形になります。そして、その後各市町村に算定結果が示されます。その算定結果が示されるのがここにありますスケジュールのとおりでいきますと、1月の年明けすぐということになっております。この額が新年度予算に反映されますので、次回のときにもまたご説明等させていただきたいと思います。なお、こちら仮算定による結果につきましては今のところ前年度に4,100万円ほどまだ余剰があるというような形になりますが、本算定の結果によっては、これが逆転する可能性もあります。それがどの程度逆転するのかということは、私どもにも想像もつきませんし、県としても答えようがないというようなことですので、まずは本算定結果をもちまして、新年度の予算にまた反映させていただくということで、皆様方にご説明をいたします。

○会 長：今ほどの件ですが、あくまでも仮算定であり、まだ流動的だというようなことですが、皆様から何かご質問ございますか。よろしいですか。

（はいの声あり）

○会 長：では、次回本算定というような形で出てくるかと思っておりますので、そのときまたご質疑願えばよろしいかと思っております。

## 6. 議事

### （１）令和３年度村上市国民健康保険事業計画（案）について

○会 長：それでは、報告を終わらせていただきまして、6番の議事に入りたいと思いますが、その前に訂正がございます。（１）の令和２年度を令和３年度に訂正してください。それでは（１）令和３年度村上市国民健康保険事業計画（案）について、事務局の説明をお願いします。

○事 務 局：――資料４に基づき詳細に説明――

○会 長：ありがとうございました。それでは、令和３年度の事業計画について、皆様からご質問あるいはご意見を賜りたいと思います。

○委 員：税務課の内容になると思いますが、先ほど委員が質問された内容に関連して、資料４の最初のページの表１―２の収納率の関係で、滞納処分で18.84%欠損処分にされたという説明を先ほど伺いました。滞納されている方で、国保税が減免されていない方々の滞納はございますか。

○事 務 局：資料を持ち合わせていないので正確にはお答えできないのですが、滞納されている方で減免の適用を受けていない方はかなりの割合でいらっしゃると思います。

○委 員：前の委員会でも質問させてもらったことがあるのですが、欠損というのは、そういった適用を受けている方がやむなく欠損されたというように受けとっていましたが、そういった適用がされていない方というのは、ある程

度所得があるということであり、その方々の分も含めた欠損がなされるということになってくると、少しうまくないのかなと思いました。その欠損する段階の判断がどういった委員会で行われているのかお聞かせ願えますか。

○会  
○事

務

長：事務局。

局：まず欠損のケースとして、1つは時効があげられます。この時効というのが基本的には5年です。もう一つが例えば滞納処分をすることによって、生活が困窮するというようなケース、また滞納処分する財産が全くないようなケース、そういったケースについては、滞納処分の停止という処分をすることがあります。そういったケースについては、滞納処分の執行を停止してから3か年で時効という形になります。ただ、現実的には単純に5年を経過したから欠損になるというケースはまれです。というのは、その間に例えば滞納処分を執行するとか、分納誓約をするとか、実際に分納するとか、そういったことがなされるためです。これらの行為には全て時効の中断効果がありますので、極端な話平成十何年とか、そういった税が今残っている方もいらっしゃるような状況です。私どももできる限りの対応をしておりますが、その経過の中で破産される方もいらっしゃいますし、各人様々な事情がある中で最終的に時効が来てしまうということがあります。ここでいう時効はいわゆる民法の時効とは違いまして、その経過した時点で、税としては徴収できない制度になっておりますので、私どもの判断でそれを延ばすということもできません。その中でできるだけ繰越しがないようにと考えております。

○会  
○委

長：委員。

局：私が属している他の団体でも、市と同じような滞納処分制度を行っていますが、そこでは財務委員会というところが判断をします。時効については、時効停止がありますし、4年を過ぎると即滞納処分ということで、差押え登記をしています。総額2,000万ということを知ると、一般市民がどのように感じるのか。非常に驚く金額ですけれども、国保税の減免対象外の方々の滞納については、もう少し強力で処分をしていただきたいと一般市民として思います。

○会  
○事

務

長：事務局。

局：ありがとうございます。まず、税の確保、収納の確保について、関心を持っていただいていることに感謝申し上げたいと思います。滞納処分について法律上の規定では、納期限が過ぎますと、20日以内に督促状というものを出示します。これは、収納の確保の第一歩ですが、これから10日を経過した場合につきましては、法律上は滞納処分ができるようになります。さすがにそのように10日が過ぎたからといって滞納処分をするということはありませんが、段階を踏んで催告を行います。その催告も少し柔らかい催告から強い催告に、またその間にご本人に会う機会をつくる、連絡をする機会をつくるなど、それもなかなか難しいようなケースについては、調査が入ります。それは給与や預金、生命保険、不動産など、ありとあらゆる調査をさせていただくような形になっております。国税徴収法に基づく調査ですので、基本的には拒むことができない調査になっておりますので、調査に協力をいただいた上で、財産の状況を確認し、また交渉に当たります。それでも難しい場合に滞納処分という結果になります。今ほど4年というお話もお聞きしたのですが、私

どもでは早いものでやはり1年程度で滞納処分を執行しているのが通常でございます。これは、単純に期間だけではなくて、収入がしっかりあるのになぜ払えないのだという方については、早めに対応するようにしております。しかしながらいかんせん2,000万円という数字自体は、確かに貝沼委員がおっしゃるとおり大きな金額です。全体が10億円以上ですので、割合ではそうではないのかもしれませんが、金額としてはやはり大きいということのご意見ですので、重く受け止めて、また業務に当たりたいと思っております。ありがとうございます。

○会

長：ほかにございますか。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

○会

長：それでは、この(1)は承認でよろしいですか。

(異議なしの声あり)

○会

長：では、承認ということで、次に移ります。

(2) 第2期データヘルス計画、第3期特定健診・特定保健指導実施計画の中間評価について

○会

長：(2) 第2期データヘルス計画、第3期特定健診・特定保健指導実施計画の中間評価について、事務局の説明をお願いします。

○事

務

局：――資料5に基づき詳細に説明――

○会

長：それでは、今説明いただきましたが、この第2期データヘルス計画、第3期特定健診・特定保健指導実施計画の中間評価について、これについて皆様方からご質問、ご意見を賜りたいと思います。

○委

員：受診率の向上を目指している中で、現在コロナ禍の関係で、特定健診の受診率というのは落ちているのではないかと思うのですが、そのあたりの状況はどうでしょうか、

○事

務

局：医療機関を定期的に通っている方は、受診する際に健診を受けていらっしゃると思います。ですが、集団健診から個別健診に移行した関係もあり、集団健診に来ていただいていた方につきましては、なかなか個別健診には移行していないような方もおりますので、健診の受診率は落ちている状況です。

○会

長：そのほかに。

○委

員：同じ医療保険者として、共通の悩みを持っていると思っておりますが、村上市は保健指導の部分では、とても高いレベルでやっておられると思います。全国平均が28.8%という中で、村上市は、平成30年度は59.4%、令和元年度は60%以上あるということで、しっかりやられているということと、重症化予防も訪問をしっかりして結果につなげているということは、本当に参考になります。特定健診の受診率についてはどこの保険者も頭の痛いところではあるのですが、村上市は、令和5年度までに60%を目標としています。ですが、現在は40%過ぎをずっと推移していますよね。確かにコロナの影響もあって受診率が下がるということはあると思うのですが、この60%という目標を達成するために、医療機関や地域の事業所との関係強化ということはもちろんですが、具体的にどういうことをなさろうと思っているのかということと同じ保険者として参考にさせていただきたいです。このままだとあと3年で60%は非常に難しいと率直に思います。去年も同じような質問をさせていただいて、国保連合会ではデータの買取りといったことを検討されているというお話もありましたが、おそらくまだそのあたり

の結論は全然出ていないのかなと思います。村上市のような自治体であれば地域に対して一番身近な対象者が見えるところで受診率の向上に取り組むことができますよね。受診率の向上が重症化予防の向上につながり、医療費の適正化にもダイレクトにつながっていくので、同じ保険者としてこの特定健診の受診率の向上について具体的に今考えているところがあれば聞かせていただきたいです。

○事 務 局：具体的に何をするのかということですが、委員がおっしゃるとおり確かに特定健診の受診率については、目標値からみて低い推移にあると思っております。それに伴って、まずは未受診者の人をどうやって受診に結びつけるかというところがおそらく肝要であると考えております。来年度以降考えているのは、未受診者対策としての受診勧奨等のさらなる強化です。その方法としては、例えば業者委託や、あるいは自分たちで直接人を雇用するなどいろいろあると思います。どういった方法にしていくかというのは、私ども担当とそれから保健師等と十分協議した上で、最適な方策を見いだした上で実行していく必要があると考えているところです。一番重要なのは未受診者対策をどのようにするかということですが、何をしたらよいかというのは、まだまだ検討の余地があると思っています。

○事 務 局：補足といたしまして、いくつかの案はありますが、まだ事務局案の中で皆さんに正式に事業としてどうするかということまでは煮詰まっていない状況でございますので、今後この委員会の中で決まったところからお話しさせていただきたいと思っております。いくつかの中で一度にやるものではなくて、予算等も兼ね合いがありますので、順を追ってまずこれを試してみようとか、次はこれをやってみようかというところを考えながらやっていきたいというところです。その中で昨年申し上げました買取りも含めて検討していかねければなりません、買取りに関しては、かなり費用がかかりますので、そこも注視しながら検討の一つとして引き続き検討していきたいと思っております。

○委 員：この中で特に若い方、40歳代の若年層というように表現されている方ですけども、この方たちというのは、基本的には自営業者の方というイメージでよろしいですね。

○事 務 局：はい。

○委 員：企業に勤めておられる方たちに対しては、企業に働きかけて受診につなげるということもできると思うのですが、自営業者の方はご自分で受診を判断なされるということもあり、受診券を送っても受診してくれないというのが実情です。私どもも文書を送るなどしてはいますが、なかなか足が向いてくれないというところは、非常に頭が痛いところであります。ありがとうございました。

○会 長：よろしいですか。  
(はいの声あり)

○会 長：民生委員の立場から申し上げますと、例えば独り暮らしの方など見守りをしている中で、当然重症者の方は包括支援センターにつなぐといったことはしているのですが、実際会ってみると、健診については面倒くさいとか、あるいは足がないとかいう理由から受診をしない方がいます。やはりそういう方

たちを受診させるような方法を考えてもらいたいというのが切実な思いです。民生委員からも恐らく働きかけているとは思いますが、ただ面倒くさいというところで行かないというような方が多いような感じがしますので、そのあたりの対策をお願いしたいと思います。ほかにございますか。なければよろしいですか。

(はいの声あり)

○会 長：では、よろしいということでしたので、受診率の向上について引き続き検討をしていただきたいと思います。

#### 7. その他

○会 長：7番のその他に入ります。事務局のほうで何かございますか。

○事 務 局：それでは、7番のその他というところでございますが、会議次第の一番最下段に記載をさせていただいております。次回の協議会の開催予定について、1月28日というのは、まだ決定ではございません。今後来年度の予算の状況などにもよってスケジュールが変わる可能性がございますので、大体の目安ということでご理解いただきたいと思います。また、正式に決まりましたら、追ってご連絡させていただきますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○会 長：事務局から1月28日は予定ということで決定ではありませんので、よろしく申し上げます。皆さんからは何かございますか。

○委 員：1つだけお聞きしたいのですが、被保険者の一番関心事である後期高齢者を近々迎える年代の負担割合の件について、昨年質問した段階ではまだ決まっていないということでしたが、今の段階もまだ決まっていませんね。

○事 務 局：まだ正式に決まっておりません。今夏に全世代型社会保障会議の中間報告ということでまとめられたのですが、その際に具体的なその内容、方針を決定するのを年内まで延長するということが公にされていたと思います。そこまでしかわかりません。

○委 員：まだ詳しくは分かっていないということですね。

○事 務 局：申し訳ございません。

○会 長：ほかにございますか。よろしいですか。

(はいの声あり)

○会 長：それでは、これで全ての協議会の会議次第を終わりますので、終了いたします。ありがとうございました。

(午前11:15終了)